

リハビリテーション看護教育の立場から患者の QOL と SOL を考える

関西福祉大学看護学部

大塚 眞代

学生に『リハビリテーション』という言葉聞いてイメージすることは？」と問いかけると、「病気や怪我による後遺症（手足の麻痺）」「身体機能の維持と回復」「病院や施設で理学療法士等が行う訓練・運動」と答えることが多い。医療職の間でも、セラピストによる「機能訓練」といった意味で使われることが多いのではないだろうか。

また、実習指導に行くと、学生が自作のパンフレットを用いて、患者さんと歩行練習や他動運動をしている場面に出会う。看護計画を見ると、リハビリ訓練と書かれてある。「方法はPTとOTの先生に教えてもらいました。」と報告する学生に対して、私は「目的は？」「評価基準は？」と確認する。時に学生は、手足の運動をすること、パンフレットの作成自体を「看護している」と思い込んでしまう懸念があるからだ。

今日、リハビリテーションという言葉は、“人間らしく生きる権利の回復（全人間的復権）”という広く深い理念で紹介されるようになってきた。その根底には、すべての人が当たり前の生活者として社会の中で尊重され、主体的に生きていくことを保障するノーマライゼーションの思想がある。看護は、人の生きる営みに関わる活動である。看護師は、その基盤となる生命維持、生活動作、パーソナリティ、人権、価値観、死生観など、まさに人間らしく生きることを支える役割を担う。従って、看護師が向き合い、関心を寄せるのは、障害や訓練そのものではなく、リハビリテーションを必要とする人の「生命」や「生活」でなければならないと考える。

本学、看護学部は、「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」の建学の精神を踏まえ、生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を培うとともに、その人がその人らしく生きられるようなヒューマンケアを実践できる看護専門職者の育成を目指したカリキュラムを構築している。学生は1年次より、人間とは、健康とは、環境とは、看護とはといった看護実践の基盤を学び、看護援助へと発展させていく。その過程を通して、自分なりの倫理観や看護観を深めていく。学んだことが、すぐに即戦力につながらなくとも、見て・触れて・感じて・考えることを繰り返して、“当たり前のことに疑問を持つセンス（倫理的感性）”を身につけることができるのではないかと考える。

教員に求められることは、学生が、講義・演習・実習を通してリハビリテーションの本質的な意味を理解し、ヒューマンケアに基づいた看護実践ができるよう、教育の質の保証をすることであると考える。今回、本学部のカリキュラム及び私が担当する講義概要を紹介し、教育内容を再考していきたい。